

加古川市立保育園嘱託医の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定に基づき、加古川市立保育園（以下「保育園」という。）に設置する嘱託医の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 嘱託医は、それぞれ医師及び歯科医師の資格を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 嘱託医の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解職)

第4条 市長は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

(1) 退職を申し出た場合

(2) 心身の故障のため職務遂行に支障がある、又はこれに耐えられないと認められる場合

(3) 嘱託医としてふさわしくない行為を行った場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

(嘱託医の設置)

第5条 市長は、保育園に嘱託医として内科又は小児科及び歯科の各担当医師それぞれ1名を置く。

2 市長は、保育園に内科医又は小児科医及び歯科医それぞれ1名を置く。

(職務)

第6条 嘱託医の職務は、児童福祉施設最低基準その他関係法令の定めるところによる。

(報酬)

第7条 加古川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平

成2年条例第2号。以下「報酬条例」という。)第2条第2項の規定により任命権者が市長と協議して定める嘱託医の報酬の額は、内科医又は小児科医にあつては年額140,000円、歯科医にあつては年額100,000円とする。

2 学校医等の報酬は、報酬条例第3条及び第6条の規定により支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行前に嘱託医として委嘱している者の任期は、第3条の規定にかかわらずこの要綱の施行日から起算する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。